訪問介護事業所ひまわり 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 SPERO が開設する訪問介護事業所ひまわり(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の心身の特性を踏まえその有する能力に応じ自立した日常生活 を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うもの とする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供 に努めるものとする。
- 3 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 指定訪問介護の提供終了に際しては、利用者又はその家族へ対し適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護事業所ひまわり
- (2) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立 1538、3 号室

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤) 管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに 係る調整訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行 う。

(3) 訪問介護職員 常勤換算で2.5名以上

但し、業務の状況により増員することができるものとする。

訪問介護職員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日まで(365日体制)

(2) 営業時間 午前8時30分 ~ 午後5時30分

(3) サービス提供時間 住居系施設への訪問 24時間

一般宅への訪問 午前8時から午後17時まで。

(4) 備考 営業時間外でも事前の相談に応じサービス提供可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

- 第6条 事業所が行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。
 - (1) 訪問介護計画の作成
 - (2)身体介護
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③体位変換
 - ④移動·移乗介助、外出介助
 - ⑤その他必要な身体介護
 - (3) 生活援助
 - 1調理
 - ②衣類の洗濯・補修
 - ③住居の清掃、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な家事
 - (4) 通院等のための乗車又は降車の介助

(指定訪問介護の利用料等)

- 第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料の内各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
 - 尚、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号)によるものとする。
- 2 次条に定める通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問介護に要する交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 事業所から、片道20km未満 500円
- (2) 事業所から、片道20km以上 1,000円~ 片道20キロを超えた場合、1000円+1キロメートルあたり50円の実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前 に当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨 の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、山梨県南都留郡富士河口湖町、富士吉田市とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 従業者は、指定訪問介護の提供を実施中に、利用者に病状に急変その他 緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとと もに、管理者へ報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等 の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録するものとする。

(苦情処理)

- 第10条 事業所は、指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ 適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、市町村又は国民健康保険団体連

合会が行う文書調査その他物件の提出、当該職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理及び感染症)

- 第11条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に 掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会(Zoom等のオンラインを活用して実施できるものとする。)を概ね6月に1回以上開催しその結果について、従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3)従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための定期的な研修を実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(Zoom 等のオンラインを活用して実施できるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族 等高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場 合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定 訪問介護の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図 るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計 画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、従業員の資質向上を図るために次の通り研修の機会を設けるものとし、また、業務体制についても検証、整備する。
 - (1)採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 年3回以上
- 2 従業者は職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、従業者にその同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の 提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害さ れることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものと する。
- 6 事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した 日から5年間は保存するものとする。
- 7 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社SPERO代表取締役 社長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成31年 2月 1日から施行する。
- この規程は、令和 7年 5月 1日より施行する。